

平成30年第7回 湯沢市教育委員会議事録

日 時：平成30年10月19日（金）午前10時30分

場 所：湯沢市役所 2階 25会議室

1. 出席者

教育長	和	田	隆	彦
1 番	後	藤	美	喜子
2 番	芳	賀		誠
3 番	佐	藤	和	広
4 番	阿	部	和	榮

1. 会議を欠席した委員

なし

1. 会議に出席した事務局職員

教育部長	佐 藤 司
教育部学校教育課長	佐 藤 芳 一
教育部生涯学習課長	和 田 晋
教育部教育総務課総務班長	皆 川 典 子 （書記）

1. 会議に提出された議案

議案第7号	湯沢市生涯学習センター条例の一部改正の申出について
議案第8号	湯沢市立公民館条例の一部改正の申出について
議案第9号	湯沢市コミュニティセンター条例の一部改正の申出について
議案第10号	湯沢市教育委員会公印規則の一部改正について
議案第11号	湯沢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正の申出について
議案第12号	湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の制定について
議案第13号	ゲレンデ整備車の購入について
議案第14号	指定管理者の指定について

【午前10時38分 開 会】

和田教育長 ただ今から平成30年第7回湯沢市教育委員会を開催します。
会議に入る前にお礼を兼ねてひとこと、挨拶させていただきます。
先日の15・16日の教育施設訪問には、委員の皆さま方にご参加いただきましてありがとうございます。各施設を見学した後に、委員の皆さま方からいただきましたご意見・ご指摘につきましては、事務局で検討し、各施設長に報告していきたいと思っております。また、各小中学校の取り組み状況につきましては、2学期の中間に入りまして、保護者や地域の方々に児童生徒の学習の成果を発信する場の一つとして、学習発表会や学校祭が開催されております。2学期が長丁場ということで、実りの多い2学期になるよう教職員の指導力の発揮、そして児童生徒の主体的で意欲的な学びへの取り組みを期待しているところであります。各校とも頑張ってほしいと思っております。

前議事録の承認

和田教育長 それでは早速会議に入りたいと思います。委員の皆さま方に事前に配布しております第6回湯沢市教育委員会議事録についての確認ですが、訂正・追加等がありましたら、お伝えください。よろしかったでしょうか。

— 〈はいの声〉 —

和田教育長 承認していただいたということでありがとうございます。

**議事録署名
委員の指名**

和田教育長 次に、議事録の署名委員についてですが、今回は1番の後藤委員と、3番の佐藤委員にお願いします。よろしくをお願いします。

議 事

和田教育長 それでは議事に入ります。
今回の議案は、議案綴りにありますように、全部で8件であります。議案第7号から第14号まで、少々補足させていただきます。議案第7号から第11号と議案第14号は、12月に開催されます定例議会に提出する案件になっております。議案第13号は、間もなく開催されます10月23日の臨時議会に提出する案件になっておりますので、よろしくをお願いします。議案につきましては、担当課長より説明していただきますので、よろしくお願

ます。

それでは議案第7号から議案第10号まで、一括して和田生涯学習課長からお願いします。

和田
生涯学習課長

議案第7号から第10号まで関連しますので、一括して説明させていただきます。

前回8月8日に開催されました第6回教育委員会でご報告させていただいたとおり、平成28年2月に策定された「行財政改革実施計画湯沢市集中改革プラン」の取り組み事項に沿って、地区センターや公民館を地域づくりの拠点施設に移行することとし、平成31年度から市長部局の協働事業推進課への移管に向けた手続きを進めることとしておりますので、今回の委員会に関連条例・規則の改正について申出します。

はじめに議案第7号 湯沢市生涯学習センター条例の一部改正の申出です。提案理由は、地区センター及び公民館の所管を協働事業推進課へ移管し、地域づくりの拠点施設として改めて定めることから、第6条から第9条を削除するものでありますが、今回別途お渡ししております条例綴りをご覧くださいの方がわかりやすいと思います。現行条例の資料の1ページをご覧くださいながら、説明を聞いていただきたいと思います。現行条例（地区センター）第6条から、（地区センターの所掌事務）第9条までを削除し、（委任）第10条「この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める」という項を第6条に繰り上げいたします。

続いて資料7ページ、議案第8号の湯沢市公民館条例の一部改正の申出についてです。こちらの提案理由は、地区センター及び公民館の所管を協働事業推進課へ移管し、地域づくりの拠点施設として改めて定めることから、第2条と別表から、これらの公民館を削除するものです。現行条例の資料3ページをご覧くださいと思います。（設置）第2条第2項の表、湯沢市立山田公民館から一番下の湯沢市立小野公民館の部分を削除するものです。これによって公民館は、湯沢・稲川・雄勝・皆瀬の4カ所となります。また現行条例資料の4ページ、別表（第7条関係）1普通使用料金の表の中の館名、山田・須川・高松の項から5ページの小野の項までを削除します。なお、この表に稲川公民館・雄勝公民館・弁天地区センター・幡野地区センター・稲庭地区センターの項がないのは、稲川公民館は稲川農村環境改善センター、弁天公民館は農村改善センター、稲庭地区センターは稲川勤労青少年ホームと、それぞれ建築の際の補助事業により2枚看板になっていることから、施設の使用許可と使用料金は別途に定めてあるため、公民館条例には規制がないものです。これらの施設については、移管先においても現行のとおりそちらの規定により使用許可と料金徴収を行うこととしています。雄勝生涯学習センターについては、事務所が雄勝文化会館の建物内にあり、貸付の規定は、雄勝文化会館条例に規定されております。

続きまして10ページ、議案第9号 湯沢市コミュニティセンター条例の一部改正の申出についてでございます。こちらの提案理由は、地区センタ

一を地域づくりの拠点施設位置づけることに伴い、須川コミュニティセンターと三関コミュニティセンターを廃止し、第2条と別表から削除するものであります。現行条例の資料6ページをご覧ください。（名称及び位置）第2条の表から三関コミュニティセンターの項と須川コミュニティセンターの項を削除するものであります。また、現行条例の資料8ページをご覧ください。別表（第10条、第15条関係）の1普通使用料金と書いてある表から、三関と須川の項を削除します。三関コミュニティセンターは、指定管理者である三関コミュニティ推進委員の指定期間が、平成31年3月31日で終了し、同委員会から地域から無償譲渡を受けても継続する意思がないことが確認されたため、施設を廃止するものです。須川コミュニティセンターは須川地区センターの一部として一体的に運営行っていくこととし、コミュニティセンターとしては廃止することとします。以上7号、8号、9号の3つの議案につきましては、今後、市議会に上程して、条例を改正することになりますが、これらの議案は、市長部局の協働事業推進課への地区センター移管に伴って、同課で制定する地区センター条例の附則として同課が提案することになっております。湯沢市コミュニティセンター条例の三関コミュニティセンターについては、地区センターの移管に伴うものではないため、生涯学習課で提案することになっております。

続いて議案第10号、湯沢市教育委員会公印規則の一部改正についてでございます。資料の13ページをご覧ください。提案理由ですが、湯沢市生涯学習センター条例の一部改正により地区センターに係る公印が不要となるものでございます。現行条例の資料の11ページをご覧くださいと思います。地区センターの市長部局移管に伴いまして、この表の中の(66)番から(69)番、(71)番から(77)番の地区センター長の公印、そして(84)番から(87)番、(89)番から(93)番の公民館長の公印をこの表から削除するものです。以上で説明を終わります。

和田教育長 ただ今、議案第7号から第10号まで生涯学習課長より説明しました。議案第7号から第9号までは、条例の一部改正についての説明でありましたが、議案第7号から順次進めたいと思います。7号につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

阿部委員 第7号に限ったことではないのですが、よろしいでしょうか。
第7号の場合、地区センター及び公民館、第8号の場合、地区センター及び公民館、第9号にも地区センターと書いてありますが、提案の技術上のことで、例えば地区センターの場合、「及び公民館」と最初から入れてしまうという技術上の表記でしょうか。

和田生涯学習課長 三関地区センターや三関コミュニティセンターのところで説明しましたが、この3条例の改正については、協働事業推進課に移管するので、協働事業推進課が地区センター条例を新しく制定するので、それに伴ってこれ

らの条例を一緒に改正するというふうに市議会に提案することになっていまして、その関係でこのような表記になっております。

阿部委員 素人的に考えますと、例えば議案第7号では地区センターだけでいいのかなと思いましたが。第8号では公民館だけでいいのかなと思いましたが。

佐藤教育部長 ご指摘のとおりだと思います。表記の手法上はそう書くべきだったと思いますが、説明の際には地区センターという機能もあるし、公民館という機能もあって、それを移管するというでこのような表記になったのですが、確かに条例上ちゃんとした表記にするとすれば、阿部委員がおっしゃったとおり、地区センター条例においては地区センター、公民館条例においては公民館というように記すべきだったと思いますので、総務課に申出する際には訂正して提出したいと思います。

和田教育長 よろしいですか。
第7号については、提案理由の「及び公民館」を削除し、第8号に「つきましては、提案理由の「地区センター及び」を削除して申出するということです。そのようにして提出します。
他に何かございませんか。第7号についてはよろしいですか。

— 〈はいの声〉 —

和田教育長 第7号については承認いただきました。
続きまして第8号、公民館条例です。第7号と関連して、阿部委員からご意見いただきましたが、他にご意見はございませんか。
第8号、よろしいですか。

— 〈はいの声〉 —

和田教育長 第8号についても承認いただきました。
それでは議案第9号、湯沢市コミュニティセンター条例の一部改正につきまして、ご意見をお願いします。10ページの空欄の日には、平成30年10月19日でよろしいですか。

佐藤教育部長 はい、その日にちでお願いします。すみませんでした。

和田教育長 それでは、平成30年10月19日提出ということでお願いします。議案4第9号はよろしいでしょうか。

〈はいの声〉

和田教育長 承認いただきました。

それでは議案第10号、公印規則の一部改正です。よろしいでしょうか。

〈はいの声〉

和田 教育長

第10号も承認いただきました。

それでは続きまして議案の第11号、第12号について、佐藤学校教育課長より説明をお願いします。

佐藤
学校教育課長

コミュニティスクールに係る特別職等の整理ということでございます。議案第11号です。これは学校運営協議会の委員の報酬に係る条例の一部改正ということでございます。19ページにございますように、各校から委嘱している学校評議員の報酬が、現在は会議1回につき3,000円ということですが、今年度3月には、小中合わせて4つの学校でコミュニティスクール推進に係る学校運営協議会が行われます。学校運営協議会の委員の報酬としまして、年額5,000円を提案するというところでございます。金額等につきましては後ほど、資料で合わせてご説明申し上げます。

続きまして、20ページからの湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の制定についてでございます。コミュニティスクール設置に伴う規則の制定ということでございます。21ページからですが、第2条に目的としまして学校・保護者・地域住民一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことをコミュニティスクールの目的として、ここに掲げております。

第4条には、学校長が毎年度基本方針を作成して、協議会の承認を得るものとする。これに伴って、第5条では協議会の運営全般について協議し、教育委員会又は校長に対して意見を述べる事が出来る規定を設けております。22ページの第2項です。ここでは協議会が設置学校の職員の採用、その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由して意見を述べるということも記載されております。

第6条には、協議会は毎年度1回以上、小中学校の運営状況について評価委価を行うということで、先ほどから申し上げているコミュニティスクールの基本方針の承認、そして運営状況の評価、更には職員の採用その他について意見を述べるといった3点を考えています。

第8条協議会の委員ですが、いろいろ検討をしてみました、10人以内ということで挙げております。第3項では、身分を特別職の地方公務員とするということにしております。

23ページの第10条ですが、任期につきましては、任命の日から1年、再任を妨げないということにしました。

そして24ページの次のページの資料ですが、県内他市町のコミュニティスクールを設置している自治体、秋田市は来年度以降ということでございますが、その状況について調べたものでございます。表の左からナンバー、市町名、指定校数、委員の身分、報酬等ということで、まとめさせていただいております。委員の身分につきましては、文部科学省でも非常勤

特別職であるということが掲げられております。この点につきまして、県にも問い合わせをしましたが、一定の権限を持つということですので、非常勤特別職が望ましいという意見でございました。これはきちんと規則に揚げておいた方がいだろうということで、今回掲げさせていただいております。報酬につきましては、羽後町では1年間12,000円ということですが、それ以外のところは年間3,000円から8,000円程度ということで、学校評議員会の場合は学校でお願いをして意見をいただくということで1回3,000円でしたが、主体的に経営参画していただくということで、そういった意味からもこれくらいでやっていただけるのではないかと年額5,000円ということがございます。以上です。

和田教育長 では早速ご意見を伺いたいと思います。始めに議案の第11号についてでございます。18ページ、19ページから、何かお気づきの点、ご意見等ございましたらお願いします。学校運営協議会委員、年額5,000円ということでございます。

芳賀委員 年額5,000円ということですが、委員会というのは何回くらい想定されるのでしょうか。

佐藤 藤
学校教育課長 まず学校長の方針の承認を得るのが1回、運営状況の確認が中間で1回、評価が1回ということで、最低でも3回はあります。学校によっては回数を重ねることも考えられますので、1回あたりの報酬とするとばらつきが出ます。そういったこともございまして、年額ということで掲げているという市町村もいくつかございましたので、その例に倣ったということでございます。

芳賀委員 年3回が標準だとすれば、他の市町村を見るとそれほど高くないといえますか、安いという気がします。他の市町村は高いですね。1回について2,000円、3,000円、4,000円、羽後町は年12,000円、これは学校数や委員数に違うようですので、簡単に比較はできませんが、安く済ませていただいております。

和田教育長 報酬につきましては、事務局でも検討しました。1回あたりとか、年間とか、今回は学校運営協議会の委員ということで、学校経営に直接関わるということで、そういう面からもお願いしたいということと、実際に動き始めますと学校運営上の必要な経費等も出てくるのかなということも併せて考えているところでございまして、年3回は基準、あとは各校で違ってくるというので、報酬については年額5,000円ということになります。
他に第11号に関しまして、ご意見ございませんか。

後藤委員 今、各校で学校評議員会が設置されて、行われていると思いますが、その報酬は1回3,000円で、学校評議員会は年に2～3回行われているの

で、そういうところからすると、ちょっと安いかなと思いますが。学校評議員会は年に2回は行われておりますので、そうすると6,000円、それよりも安くなりますよね。年3回行って5,000円というのは。評議員をされる方が運営協議会にも関わってくると思うので、もう1,000円くらい上げてもいいのかなと思います。

佐藤教育部長 市の非常勤特別職の報酬がこの表の上の方にいろいろあって、そういった中で10,000円とか5,000円とか決め方にもいろいろあると思いますが、今回は他の市町村を参考にして、比較的安い方に合わせたと言えはその通りですが、安く効果的にということで、運営協議会委員になる方にはそのあたりをご理解していただいた上で、この額でお願いしますということで今回は年額5,000円にしたということでありますので、ご理解をお願いします。

後藤委員 たぶん運営協議会委員になられる方は、報酬は関係ないという思いで来られると思うので、5,000円ということで、わかりました。

和田教育長 では、学校運営協議会委員の報酬につきましては、年額5,000円、委員数につきましては10人以内ということで、12月定例会に提案したいと思います。
続きまして第12号につきまして、お気づきの点やご質問をお願いします。

芳賀委員 22ページの第8条第1項の本文最後のところに「ただし、設置学校の実情により教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。」とありますが、これについて説明をお願いします。

佐藤 藤 今回、委員について各学校に意向調査をしたところ、統合校の場合地域が広いということで、10人では厳しいという意見が出ました。例えば雄勝小中学校などですが、そういった場合10人を原則として、あとは協議で若干の人数増を認めるというようなことを加えたところでした。

芳賀委員 わかりました。

和田教育長 他にありましたらお願いします。

- 阿部委員 この規則は準則か何かに従って作られたものですか。
- 佐藤 藤 他市町村のものを参考に作りました。
学校教育課長
- 佐藤教育部長 国や県から準則みたいなものは示されておりませんが、先進地である由利本荘市など県内他市の規則を参考に作成したということでございます。
- 和田教育長 国からひな形のようなものはあるのですか。
- 佐藤教育部長 国からの方針というのは示されおりますが、規則の準則というものは特に示されていないので、他市町村の規則を参考にして作成したということでございます。
- 阿部委員 この内容を見ると、例えば職員の採用・任用というところまで、教育委員会を経由してとは書いてありますが、踏み込んでいて、かなり重い会とか、そういった感じがしますが、大丈夫なのでしょうか。
- 佐藤 藤 そこは全国的に、文部科学省でこの制度をスタートさせる時に問題があったようですけれども、盛り込んでいる自治体と盛り込んでいない自治体がございます。ただ上位の法律でできることになっておりますので、ここで盛り込んでも盛り込まなくてもできることになります。そういうことであれば、最初から盛り込んでおいた方がいいということで、入れたということですよ。
- 芳賀委員 コミュニティスクールのコミュニティの意味というのは、地域で学校を作って、地域で運営していきましょうというところまで踏み込んでいるので、最終的には人事まで意見を述べるという、そこまでやってみましょうという国の考えなんですね。具体的にどこまでこの協議会で人事について意見を述べて要望を出すかということになると、大変気をつけなければならないと思います。意見としては、例えば教員を増やしてほしいとか、もっと厳しいと、こういう先生を外してこういう先生を入れてほしいなどという意見も出てくる可能性があります。そういったところは、気をつけなければならないと思います。
- 和田教育長 協議会の委員の意見が直接教育委員会に来るのではなくて、人事に関しては、その間学校長などとの協議の場がございますので、学校長の意見や運営協議会の委員の意見も伺いながら、納得できるような説明を委員にしていかなければならないと思います。そのためにも各校の職員一人ひとりが、コミュニティ・スクールや学校運営協議会が設立されるということはどういうことなのかということ、理解してもらわないといけませんので、そのための下準備で、各校を鈴木コーディネーターが回って、学校

長からも、あるいは今回皆瀬で公開されます公開研究会、そこに先進地でもあります由利本荘市から教育長に来ていただいて、講演していただくという場を全体的に設けておまして、その時に地域の方々あるいは学校評議員の方々にも参加していただけると、いい機会になると思っておりますので、教育委員会として広く発信していきたいと考えております。来年度からスタートして、次の年度にはすべての小中学校に設置するということで進めておりますので、いろんな課題が出てくると思いますが、一つひとつクリアしながら進めていきたいと、事務局として考えているところです。

議案第12号はよろしいでしょうか。

— 〈はいの声〉 —

和田教育長 それでは議案第13号、第14号を生涯学習課長から説明をお願いします。

和田 生涯学習課長 まずお詫びでございます。25ページの議案第13号ですが、間違いがございましたので訂正させていただきます。まずタイトルでございますけれども、ゲレンデ整備車の車がモノの者になっておりました。車です。整備車でなくて整備車の購入の間違いです。それからその下の物品購入の申出に関しての記載でございますが、根拠法令等の記載も間違っております。26ページの提案理由の部分で、こちらの地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきという記載が正しい記載で、こちらの記載が間違っております。契約の目的についても、ゲレンデ整備車1台ということで訂正させていただきます。こちらについては、本日この会議が終了次第、差し替えをお届けさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

では議案第13号 ゲレンデ整備車の購入について、説明させていただきます。申出の理由については、記載のとおりでございます。申出の内容については、先ほど訂正させていただいたとおりです。契約の目的でございますが、ゲレンデ整備車、今回新たに市内で1つになった稲川スキー場のゲレンデ整備車を購入するものです。契約の方法は、指名競争入札、契約の金額は36,990,000円、契約の相手方は株式会社湯沢自動車整備工場でございます。今回委員会に提案させていただく理由は、予定価格が2,000万円以上の物品購入のため、議会の議決要件に該当するものであるため、その前にお諮りするものです。26ページをご覧ください。提案理由については、申し上げたとおりです。購入車両、契約の方法、契約の相手方については、記載のとおりです。仮契約は平成30年10月17日に行いまして、納入期限は平成30年12月27日までとしております。27ページ参考資料ですが、購入車両はゲレンデ整備車1台、こちら雷刃という機種でして、株式会社大原鉄工所製でございます。排雪幅は5メートル79センチです。付加仕様としては、前部作業機12way方式、後部作業機トリフレックス（3分割）となっております。それからパーク仕様、雪付着防止処置、スペアタイヤ、クローサということが、付加仕様となっております。入札は10月12日

に行われておりまして、3者の入札があり、36,990,000円で落札されております。以上です。

和田教育長 続いて第14号についても説明をお願いします。

和田生涯学習課長 引き続き議案第14号、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり市長に申し出るものです。施設の名称は、湯沢市稲川交流スポーツエリア、指定管理者の所在地及び名称は、湯沢市川連町字上平城120番地チャレンジスポーツいなかわでございます。指定の期間は、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの5年間でございます。大変申し訳ございません、平成36年3月31日までです。

和田教育長 5年間だとすれば、平成36年ですね。

和田生涯学習課長 提案理由は、施設の有効利用と管理運営を効果的に行うため、指定管理者を指定するものです。

湯沢市稲川交流スポーツエリアの指定管理者候補者の選定についての資料が29ページにございます。施設の概要は記載のとおり、こちらのスポーツエリアは、平成7年に市民の健康づくり及びスポーツの普及振興並びに市民の福祉の増進を図ることを目的として設置された施設であります。指定の期間は、平成31年4月から平成36年3月までの5年間、指定管理者の候補者は、チャレンジスポーツいなかわ、会長は加藤昭嗣さんでございます。公募によらない選定の理由は、湯沢市稲川交流スポーツエリアは市民の健康づくり及びスポーツの普及振興並びに市民の福祉の増進を図ることを目的として設置された施設であり、その施設の設置目的と事業の特殊性等を勘案しまして、稲川地域におきまして生涯スポーツの振興を図り、地域社会における生涯スポーツの発展に寄与しているチャレンジスポーツいなかわを公募によらない指定管理者の候補として選定するものでございます。

こちらにつきましては、湯沢市公有財産の利活用及び公の施設管理運営検討委員会で検討されまして、このとおり承認されているものでございます。業務遂行能力としましては、チャレンジスポーツいなかわは平成26年の7月から、交流スポーツエリアの指定管理者として適切な維持及び管理と利用者のサービス向上を図っておりまして、今後も引続き安定的に同施設を管理するものと見込まれるということです。指定管理料については、現在の指定管理料は年間62万円となっておりますけれども、平成32年度以降につきましては、消費税増税分を上乗せして算定しております。以上です。

和田教育長 ありがとうございます。

和田 生涯学習課長 すみません。指定管理料は620万円で試算しておりますけれども、32年度以降は消費税増税分を上乗せしまして、658万円としております。大変失礼しました。

和田 教育長 25ページの議案第13号、ゲレンデ整備車の購入について、事務局から説明ありました。何かご質問ありましたら、お願いします。

後藤 委員 整備車の価格の安い・高いはわかりませんが、競争入札にどれくらいの会社が参加したのでしょうか。

和田 生涯学習課長 今回、国産車という指定で入札に応じられるかという事前調査を行い、市内の3事業者から応札できるという返事をいただき、その3事業者による競争入札を行いました。

佐藤 委員 今3者ということでしたが、国産ということでは絞られたようですが、大原鉄工所以外で造っているところはあるのでしょうか。

和田 生涯学習課長 私どもで調査したところ、条件に沿って納車できると言ったところだけで、現在保有している圧雪車が国産であるということ、国産のメーカーは大原鉄工所1者であるであろうということをございました。外国産の生産メーカーは数社ありますが、価格から申し上げますと、国産の方が比較的安価だということ、機能にはさほど差がないということ、メンテナンス面であれば、外国産のものは修理が難しく、時間がかかるということをございました。現在雇用している圧雪車のオペレーターが、現在保有しているのが大原製のものなので、運転操作を熟知している国産車の方が作業の効率も良く、安全性も確保できるという判断でそういう業者・車種を選びました。

和田 教育長 よろしいですか。第13号につきましては、間もなく開催される臨時議会に提案しますので、委員の皆さまから承認いただきましたので、これで提案させていただきます。

続きまして議案第14号、指定管理者の指定についてでございます。ご意見をお願いします。

和田 教育長 先日の雄勝中学校のグラウンドへの泥の流れ込み、それから総合体育館の屋根外壁工事中での大雨による浸水ということです。何か聞きたいことございますか。

よろしいですか。

—〈はいの声〉—

- 和田教育長 それでは第14号を承認とさせていただきます。
議案につきましては、全て終了しました、次第のその他の報告に入ります。順次報告していただきます。はじめに教育総務課からお願いします。
- 皆川総務班長 本日、教育総務課長が臨時にお休みをいただいておりますので、代わりに私からご報告させていただきます。
学校教育環境適正化検討委員会による『学校を語る会』について口頭でご報告させていただきます。この会は、検討委員会で委員の皆さまから、答申をするにあたって意見を聞いて参考にしたいという地域で、小学校の学区ごとに開催いたしました。9月12日の稲庭小学校区から始まり、駒形小学校区、三梨小学校区、川連小学校区、三関小学校区、10月17日の須川小学校区まで計6つの小学校区で開催しました。そこでの意見としては、稲川地域の4小学校区では統合に関して肯定的な意見が多く、廃校になるであろう学校のその後の利活用について考えていけないといけなという方向でのお話が多かったようでした。三関・須川の両小学校区におきましては、保護者の出席がかなり少なかったので、地域の方々からのご意見を多くいただきました。地域の方々からは、学校を無くしてほしくない、子どもの声を無くしてほしくないというお話が多かったように思います。今後は11月と12月に、学校教育環境適正化検討委員会を開催し、委員会から答申をいただく予定になっております。以上です。
- 和田教育長 適正化検討委員会による学校を語る会、6小学校区についての報告でしたけれども、何か今の報告でご質問ありましたらお願いします。
- 芳賀委員 語る会については、これで終了ということですね。
今後の段取りがわかっていたら、お願いします。
- 皆川総務班長 11月に3回目の検討委員会を開催しまして、今回伺ったご意見を基に、委員の皆さまのご意見をまとめていただきます。4回目の検討委員会を12月に予定しております、そこで最終的に答申をいただくことにしております。
- 芳賀委員 わかりました。
- 和田教育長 適正化検討委員会の報告について、他に何かございませんか。
それでは続いて、生涯学習課から報告をお願いします。
- 和田生涯学習課長 まず資料1 弁天地区センター公用車事故の経過報告についてでございます。資料上段は、平成30年6月1日に開催された市議会全員協議会で説明した内容です。事故の発生日時は、平成30年5月25日金曜日、事故の概要でございますが、弁天地区センター勤務の非常勤職員が公用車を運転しまして、嶽ノ下の交差点で13tのトラックと衝突し、その原因は、当市の

職員が赤信号を無視して進入したことによります。公用車は運転席前方を大きく破損し、トラックは助手席側のドア付近を大きく破損しました。

職員は救急車で町立羽後病院に搬送され、右肩甲骨骨折の診断で、相手のトラックの運転手に怪我はありませんでした。弁天地区センターの職員につきましては、6月13日から勤務に復帰し、8月7日に完治の診断が出ております。損害賠償の額は調査中、損害賠償の相手方は株式会社開宝の代表取締役 後藤和弘さんでございます。

6月1日の市議会への報告後の経過概要でございますが、事故によって損傷した相手方車両は、事故後直ちに修理業者に搬送され、修理を行っておりました。なお、資料には9月下旬と書いておりましたが、その後に共済会から連絡があり、フレームに損傷があるということで、修理が10月まで延びております。修理完了の報告は、まだございません。事故により損壊した市公用車の軽ワゴンにつきましては、廃車しまして、現在、弁天地区センターには他課の公用車を所管換えにより配置して対応しております。

今後の対応ですけれども、市では、公益社団法人全国市有物件災害共済会の保険に加入しておりまして、同共済会が相手方との示談交渉などを行っております。今後、和解及び損害賠償金額について市議会に諮ることとしております。また、損害賠償金額が共済会の保険支払限度額である500万円を超過する場合は、その超過した分の賠償金は市の負担となります。その場合、予算の補正が必要となるため、議会にお諮りすることになります。なお、あくまで現時点での概算であります。共済会の試算によりますと、修理費は600万円を超えると見込まれておりまして、新たな修理箇所が見つかったことによりまして、さらに増額になっているものと思われまます。なお、トラックが動かないことによる損害は、最大で400万円くらいになる可能性があると思込んでおります。職員の事故により、市に多大な損害を与えてしまったことを改めてお詫び申し上げます。

続きまして資料2、湯沢市総合体育館の緊急復旧工事のお知らせということで、説明させていただきます。総合体育館の屋根及び外壁改修工事につきましては、5月16日から10月31日までを工期として進めてまいりましたが、8月5日に豪雨がありまして、その漏水によりましてアリーナの床に水が大量に溜まりました。その後アリーナを調査したところ、床面の板に歪みや汚損等の被害が確認されました。工事請負業者と打ち合わせのうえ、緊急復旧工事を実施するものであります。緊急復旧工事につきましては、10月16日から取り掛かっております。アリーナの床面を全面研磨しまして、その後ラインを引き直すものであります。工事期間は平成30年11月11日までを予定しております。研磨、ライン引きの工事の進捗状況によりまして、前後する可能性もございますので、あくまで予定ということで、挙げさせていただきます。工事期間中は総合体育館をご利用いただけないということで、すでに予約のあった団体等については、事情を話してご理解の上、キャンセルさせていただいております。その期間の申し込みがあった場合は、11月11日までは使用できませんとお断りしております。

続きまして資料3、湯沢文化会館大ホール吊りの天井改修工事事故につ

いて報告します。すでに委員の皆さまには、1報ということで、通知を差し上げていると思いますが、事故の発生日時は平成30年10月6日（土）午後4時25分、湯沢文化会館大ホール内の工事現場になります。工事請負業者は、株式会社丸臣高久建設、下請け業者が、株式会社松田となっております。被災者は、株式会社松田の作業員、市内在住男性の64歳でございます。事故の状況については、こちらに記載したとおり、足場の7段目から吊りボルトを荷下ろしするために体勢を崩して、足場の開口部から落下したものと考えられております、直ちに救急車で雄勝中央病院に搬送されましたが、6日の午後9時ころに病院で死亡が確認されております。工事の状況ですが、10月10日に横手労働基準監督署から工事請負業者に対しまして、工事再開可能であるという連絡が入りましたので、10月10日から工事を再開しております。

つづきまして資料の4、市指定天然記念物 金華山のモミノキ倒事故について報告いたします。平成30年10月17日午前10時10分、中新町町内会の後藤征市さんと、生涯学習課の藤原主査、稲川生涯学習センター木村所長が現地で確認しました。こういう文化財については、もし被害があった場合は直ちに報告してもらおうようお願いをしていますが、今回このモミノキを管理されている方も、10月17日に入った際に倒木していたということを確認したものです、状況については、2ページに写真を載せておりますので、ここでお分かりでいただければと思います。一番左上が湯沢市の文化財図録に載っている状態でしたが、幹の一番下から折れて、拝殿の方に倒れおりました。幹の方はご覧のとおり空洞化して、脆弱な状態であったのではないかと考えられます。

今後の対応でございますが、倒木を撤去することを最優先で進めたいと思います。また現場の復旧に、市補助金の交付ができるかどうか、検討したいと思います。その後でありますけれども、モミノキにつきましては、記念物指定の解除に向けて協議が必要があるのではないかと考えております。

同じく文化財関係で、報告が1件あります。国指定遺跡の院内の岩井堂洞窟の落石事故がございました。事故の発生日時は、平成30年8月11日10時40分ころと推定されています。観光で訪れていた方からの通報によりますが、山の上の方から大きな岩が落ちてきて、駐車場から岩井堂に行く遊歩道があって、その入り口の看板を破壊して止まったということで、その場所を立ち入り禁止にしまして、調査を進めてきました。その結果、隣接する山の中腹に落下の危険性のある、おそらくそこから落下してきたのではないかと岩が2つ発見されたので、立ち入り禁止にしておりましたけれども、その岩2つを落として処理しましたので、10月16日からバリケードを取って、入ることを可能にしております。看板ですが、その土台につきまして、山の持ち主である国・森林管理署で年内に復旧していただければということでした。看板の内容については、古い看板でしたので、精査して来年度の当初予算で対応できるよう進めているところです。以上です。

和田教育長 生涯学習課から、資料に基づいた4件と口頭で1件の報告がありました。何かご質問ございましたら、お願いします。

佐藤委員 公用車事故の件についてですが、相手方のトラックの損害賠償額は現在調査中ということですが、前回もそうだったようで、ずいぶん時間がかかっているなと感じがします。相手の会社がどういう会社なのかわかりませんが、湯沢市の公用車との事故だったので、出来るだけ取れるならやってやろうなどと、悪意のようなものを感じるのですが、その辺はいかがな感じなのでしょうか。

和田生涯学習課長 先ほど申し上げましたように、交渉は共済会で行っておりますので、修理に時間がかかっているという理由がありまして、相手方の13tのトラックというのは、一般の車両とは違っていて、修理の部品も受注生産で、その部品調達に時間がかかるということが1つあります。また修理業者についても、電気関係の装備は外注しなければならないため、その選定にも時間がかかっているということで、9月で発生から4ヶ月ですが、共済会でも言っておりましたが、ご心配いただいているように、必ずしも特殊な事例ではないということのようでした。いつをもって修理完了とみなすかというのは、今後の交渉によって決まってくると思いますが、現時点ではご心配いただいているような報告は、共済会からはございません。

佐藤委員 普通車両とは違って、トラックとしては通常なんですね。

佐藤教育部長 13tの通常のパネルバンですが、部品も受注生産で、部品発注してから届くまで2ヶ月かかり、部品納入後に装着して整備するまで1ヶ月、それから整備工場で出来ること・出来ないことがあって、電装関係は外注になって更に1ヶ月ということで、概ね4ヶ月かかるということです。それに加えて修理中にフレームの損傷が見つかったということで、更に時間が必要ということで、事故発生の5月25日から4ヶ月となると、決して異常な工期ではないということになります。一般的な車両からするとずいぶん時間がかかると思いますが、このクラスの車両だとこれが標準のようです。

和田教育長 それだけ大きな事故だったということになります。他にございませんか。

芳賀委員 資料2の総合体育館の緊急復旧工事ですが、8月5日に豪雨の漏水とありますが、この漏水を止める工事は既に終わっているのですか。

和田生涯学習課長 屋根と外壁の工事でありまして、屋根と外壁をふさいでいる部分を取り払っての工事をしている最中に豪雨があったということで、このような事

態になりましたが、9月中にその部分の防水対応工事が済んでおりますので、今後は大丈夫です。

芳賀委員 それから、資料4の指定天然記念物ですが、このモミノキの撤去は済んだのでしょうか。

和田生涯学習課長 いえ、まだしておりません。

芳賀委員 そうすると拝殿と本殿の破損状況は、まだ完全にはわからないということですか。

和田生涯学習課長 そうです。この場所がかなり山の上のほうにあるので、行ったり来たりするのにかなり労力を要するというので、まずはどんな工事が必要で、どれくらいかかるのかを今、見積もっていただいているところです。

芳賀委員 それから岩井洞のがけ崩れの話がありましたが、看板が壊れたということで、これをまた新たに設置するということですね。看板の内容についてもう一度吟味していただきたい。というのは、前にこの看板の文章表現が何かで、ちょっとどうかなという意見があったものですから、それがどういうものか、今ちょっと思い出せないのですが、そういう意見がありましたので、もう一度内容を吟味してほしいと思います。以上です。

和田教育長 崩れた岩は、結構大きな岩でした。看板は破損しましたが、そこだけで済んだので。看板で止まったようなかんじでした。
他にございませんか。

阿部委員 資料2の総合体育館の復旧工事ですが、費用負担は全部市でしたか。

佐藤教育部長 費用負担は全て受注者の和賀組でした。和賀組さんの責任において、復旧工事をするということです。

和田教育長 それでは学校教育課から口頭で報告をお願いします。

佐藤学校教育課長 9月以降、各種の大会・コンクールに当市の小中学生が秋田県大会を突破しまして、東北大会・全国大会に出場を決めております。

10月12～14日、横浜市の日産スタジアムで第42回ジュニアオリンピック陸上競技大会全国大会が行われておりますが、その大会に秋田県予選で優勝しました湯沢北中学校生徒2名、湯沢南中学校生徒2名合計4名が出場しております。

また10月31日に福島市で行われる東北中学校駅伝大会には、雄勝中学校が出場します。雄勝中学校は八郎潟干拓記念駅伝大会で初優勝、その後優

勝候補として臨んだ秋田県中学校駅伝では、優勝チームからわずか3秒差の準優勝ということで、大健闘しました。それで東北大会への出場権を得ております。八郎潟干拓記念駅伝大会で優勝、秋田県中学校駅伝で準優勝とともに、この湯沢雄勝管内の中学校では初の快挙ということでもあります。

文化面では、青森市で行われました第61回全日本吹奏楽コンクール東北大会で、湯沢南中学校吹奏楽部が金賞を受賞しております。残念ながら全国出場はならなかったようではございますけれども、金賞ということでございます。

同じく湯沢南中学校の合唱部が、宮城県多賀城市で行われました第70回全日本合唱コンクール東北支部大会で銅賞を受賞しております。

小学校関係ですが、10月28日に仙台市で行われます第37回全日本小学校バンドフェスティバル東北大会に、湯沢東小学校と三関小学校が出場します。

また11月4日宮城県利府町で行われる第47回全日本バトントワーリング東北大会に、湯沢西小学校が出場することになっております。以上、報告でした。

和田 教育長

その他の報告全てが事務局からありました。私から資料として、10月10日に湯沢翔北高等学校雄勝校校舎呼称についてということで、高校改革推進班の瀧澤班長と、雄勝高校校長の山脇校長先生がお見えになりまして、この資料を基に今後の雄勝高等学校について説明を受けたところです。報道関係でも提示されましたが、これに基づいて平成32年4月、現雄勝高等学校が湯沢翔北高等学校雄勝校となります。校舎そのものの呼称が、雄勝キャンパスとなってスタートするというところでございます。

平成30年度の生涯スポーツ功労者表彰で、前田貞一さんが表彰を受けております。市長への訪問もされております。私からは以上の報告2件であります。

和田 生涯学習課長

すみません。別紙としてお渡ししました7月から10月の事業ということで、本来は口頭で説明しなければならないところですが、数が多いので、お渡しして報告とさせていただきます。また明後日、湯沢市の駅伝大会が開催されます。委員の皆さまにはお忙しいこととは思いますが、時間がありましたら、応援いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

和田 教育長

後で資料に目を通していただければと思います。何かお気づきのことがございましたらお伝えください、よろしくお願いいたします。

これにて第7回の湯沢市教育委員会を閉会します。ご苦労さまでした。

【午前11時55分 閉 会】